

様式第1号（第3条関係）

市民公園使用届

年 月 日

糸魚川市長 様

住 所 _____

団体名及び
代表者氏名 _____ 印

電話番号 _____

次のとおり糸魚川市民公園を使用したいので、糸魚川市民公園条例施行規則第3条の規定により届けます。

1	公園名	
2	使用目的及びその内容	
3	使用人数	
4	使用期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
5	その他必要事項	火気の使用 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

上記、市民公園使用届を受け付けました。

年 月 日

受付者： _____

1 市民公園での禁止行為（糸魚川市市民公園条例第4条関係）

- (1) 公園を損傷し、又は汚損をすること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣及び魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) ペット等の家畜類を放つこと。
- (6) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (9) みだりに火気を取り扱う等、危険の恐れのある行為をすること。
- (10) 公の秩序又は風俗を乱し、他人に迷惑を及ぼすこと。
- (11) ごみその他の汚物を捨てる等、不衛生な行為をすること。
- (12) その他公園の管理上支障があると認められる行為をすること。

2 公園を使用する際の留意事項・遵守事項（糸魚川市民公園施行規則第3条関係）

- (1) 使用届は、使用日の属する月の前月1日から届け出ることができる。
- (2) 使用中の事故、損害又はその他これらに類することが発生したときは、使用者で一切の処理を行い、市はその責を負わない。
- (3) 使用者が暴力団員又はその関係者であるときは、市長は使用を取り消すことができる。
- (4) 使用届の提出によって、独占的使用権を付与するものではないため、他の利用者使用を妨げない。
- (5) 公園を使用しないことが明らかになったときは、速やかに市に届け出る。
- (6) 使用中の事故、損害又はその他これに類することが発生したときは、直ちに市に報告する。
- (7) 使用後は使用者の負担において、公園を原形に復旧する。
- (8) 関係法令を遵守し、必要に応じて所定の手続きを行う。
- (9) その他市長が指示することは、誠実かつ適正に履行する。

3 火気を取扱う際の注意事項（糸魚川市市民公園施行規則第2条関係）

- (1) 屋台やバーベキューは使用可能（たき火・花火は禁止。）
- (2) 火気を使用できる糸魚川市民公園で行う。
- (3) 使用中は火の管理を十分に行い、使用後は火の始末を行う。
- (4) 地面で直接火を焚かない。脚付きのバーベキューコンロを使用する。
- (5) 手洗い用水栓柱では食器等を洗わない。
- (6) ゴミはすべて持ち帰る。
- (7) 早朝、深夜の使用はしない。
- (8) 他の利用者や近隣住民の迷惑となるような行為をしない。